

令和7年6月16日  
原子力安全対策課  
(07-13)  
<15時記者発表>

## 高浜発電所4号機の第26回定期検査開始について

このことについて、関西電力株式会社から下記のとおり連絡を受けた。

### 記

高浜発電所4号機（加圧水型軽水炉：定格電気出力87.0万kW）は、令和7年6月18日から第26回定期検査を実施する。

定期事業者検査<sup>\*</sup>を実施する主な設備は、次のとおりである。

※ 原子炉等規制法の改正（令和2年4月1日施行）により、新検査制度が導入され、これまで定期検査の中で行われていた検査のうち、原子力規制庁による施設定期検査は廃止された。また、定期事業者検査については事業者の責任が明確化され、原子力規制庁は、「原子力規制検査」として事業者の全ての保安活動を監視することとなった。

- (1) 原子炉本体
- (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
- (3) 原子炉冷却系統施設
- (4) 計測制御系統施設
- (5) 放射性廃棄物の廃棄施設
- (6) 放射線管理施設
- (7) 原子炉格納施設
- (8) その他発電用原子炉の附属施設

## 1 主要工事

○格納容器内小型クレーン一時撤去工事 (図-1 参照)

次回(第27回)定期検査時に予定されている蒸気発生器取替工事の先行工事として、取替作業に干渉する格納容器内小型クレーンを一時撤去する。

## 2 2次系配管の保全対策

関西電力㈱の定めた「2次系配管肉厚の管理指針」に基づき、2次系配管の303箇所(主要点検部位:226箇所、その他部位:77箇所)について超音波検査(肉厚測定)を実施する。

※「2次系配管肉厚の管理指針」の点検対象部位2,617箇所

(主要点検部位:1,573箇所、その他部位:1,044箇所)

## 3 蒸気発生器伝熱管の渦流探傷検査

蒸気発生器3台(A~C)のうち、A、B、C-蒸気発生器伝熱管全数<sup>※</sup>について渦流探傷検査を実施する予定である。

※A:3,236本、B:3,245本、C:3,246本、計:9,727本

## 4 燃料集合体の取替え

燃料集合体全数157体のうち、69体(うち、56体は新燃料集合体)を取り替える予定である。また、MOX燃料は16体を継続で使用する。

## 5 今後の予定

原子炉起動・臨界	: 令和7年9月下旬
発電再開(調整運転開始)	: 令和7年9月下旬
定期検査終了(営業運転再開)	: 令和7年10月下旬

問い合わせ先

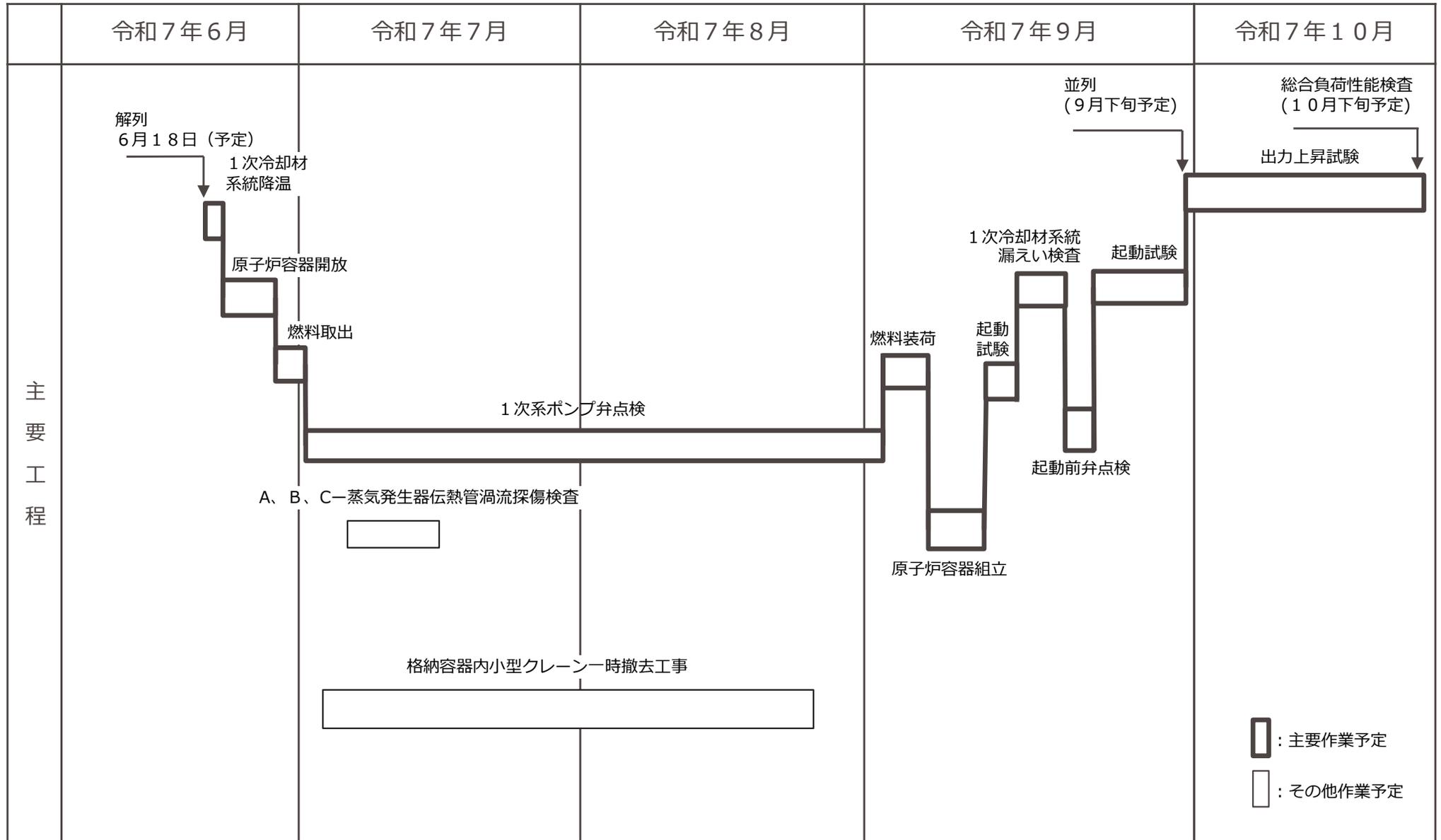
原子力安全対策課(小中)

内線2351・直通0776(20)0314

# 高浜発電所 4号機 第26回定期検査の作業工程

別紙

令和7年6月18日から以下の作業工程で実施する。



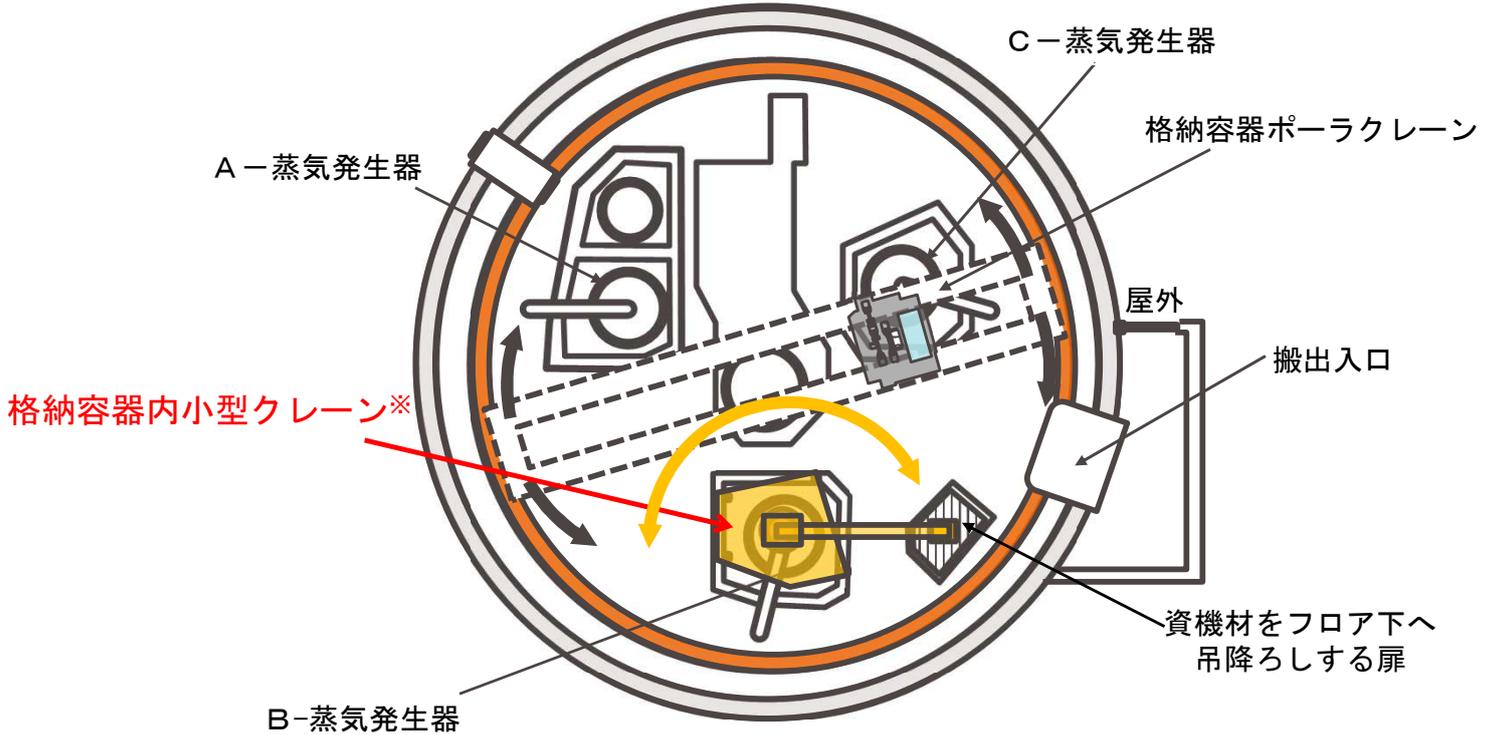
# 図-1 格納容器内小型クレーン一時撤去工事

## 工事目的

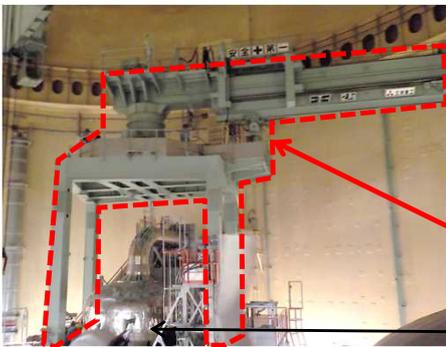
次回（第27回）定期検査時に予定されている蒸気発生器取替工事の先行工事として、取替作業に干渉する格納容器内小型クレーンを一時撤去する。

## 工事概要

<原子炉格納容器フロア配置図>



<格納容器内小型クレーン写真>



格納容器内  
小型クレーン

B-蒸気発生器

(写真は高浜発電所3号機)

<格納容器内小型クレーン（一時撤去）の仕様>

吊上げ荷重	2.8 t
ブーム長さ	約18 m
高さ(脚含む)	約15 m

<格納容器ポーラクレーンの仕様>

吊上げ荷重	180 t
可動範囲	フロア全域
設置位置	格納容器上部(天井付近)

※ 定期検査期間中における格納容器内の資機材運搬(昇降用階段、足場材など)を効率的に行えるよう設置されている。なお、一時撤去後は格納容器ポーラクレーンにてこれらの資機材運搬が可能であることから、定期検査作業に支障はない。